

E i w a N e w s

経済的利益に関する源泉所得税について

平成19年7月
(No. 024)

本紙No.020において、役員・従業員の住居について、給与課税との関係をご紹介いたしましたが、今回は、役員等に対する経済的利益のうち、社内レクリエーション費用および永年勤続記念品等の支給について採り上げます。

【使用者が負担するレクリエーション費用】

(1) 使用者が負担するレクリエーション費用

使用者が役員又は使用人のレクリエーションのために会食、旅行等の行事の費用を負担した場合、これらの行事に参加した役員又は使用人が受けることになる経済的利益は、原則として給与等として課税されることとなります。

しかしながら、これらの行事のうち、下記(2)に示すような内容のものについては、その参加したことによる経済的利益については課税しなくて差し支えないこととされています。

(2) 非課税とされる行事

ここで非課税とされる行事とは、レクリエーションのために社会通念上一般的に行われていると認められる会食、旅行、演芸会、運動会等の行事をいいます。

したがって、次のような行事を実施した場合は、それぞれ次のように取り扱われます。

イ. 特定の人のみを対象とするもの

役員又は特定の使用人のみを対象として行われる行事に参加した場合の経済的利益は、その参加した役員又は特定の使用人についての給与等として課税されることとなります。

ロ. 本店と支店、又は、課ごとで異なるレクリエーションを行った場合

レクリエーション行事は、業務内容によっては支店、課単位で実施することが合理的な場合もあり、それぞれの部署で実施する行事が、社会通念上一般に行われているかにより判断されます。

(3) 旅行を実施する場合

旅行を実施する場合は、その社員旅行の企画立案、主催者、旅行の目的・規模・行程、従業員等の参加割合、使用者と参加従業員等の負担額割合などを総合的に勘案して課税・非課税の判定を行います。

なお、次のいずれの要件も満たす場合は、原則として課税されません。

- ① 旅行に要する期間が4泊5日(目的地が海外の場合は目的地における滞在日数)以内のものであること

② 旅行に参加する従業員等の数は全従業員等の50%以上であること

(4) 不参加者の取扱い

レクリエーション行事に参加しない役員又は使用人に対し金銭を支給した場合は、不参加の理由に応じ、それぞれ次により取り扱われます。

イ. 不参加の理由が業務上の場合

参加者が受ける経済的利益には課税されませんが、不参加者に対する金銭については給与課税されます。

ロ. 不参加の理由が業務上でない場合

不参加者に対し、その参加に代えて金銭を支給する場合には、その行事に参加しないで金銭の支給を受けることとの選択ができることとなりますので、参加者及び不参加者ともその支給を受ける金銭の額に相当する給与の支給があったものとして、課税されることとなります。

(5) その他

ボーリング大会の上位入賞者に対して、賞品に代えて賞金を授与する場合には、それは金銭を支給するものなので、受給者に対する給与等として取り扱われます。

[永年勤続記念品等の支給]

使用者が永年勤続した役員又は使用人の表彰に当たり、その記念として旅行、観劇等に招待し、又は記念品を支給することは広く一般的に行われています。このようなものについてまでも給与課税することは、社会通念上適当でないと考えられます。

これらの事情を考慮し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、給与等として課税しなくて差し支えないとされています。

- ① 旅行、観劇等の招待費用や記念品の支給であること
- ② その利益の額が、永年勤続者の勤続期間や地位等に照らし、社会通念上相当と認められること。
- ③ その表彰が、おおむね10年以上の勤続年数の者を対象とし、かつ、2回以上表彰を受ける者については、おおむね5年以上の間隔をおいて行われるものであること。

なお、永年勤続祝金等の名目で金銭や商品券等を支給したときは、その金額の多寡にかかわらず、給与等として課税されることとなります。

以上、簡単ですが、役員・従業員に対する経済的利益に関する話をご紹介いたしました。ご質問その他ございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いいたします。